

株 主 各 位

兵庫県神戸市中央区京町72番地

株式会社 キムラタン

取締役社長 浅川 岳彦

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日(火曜日)午後6時までにご到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日(水曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島南町7丁目1番5号
ニチイ学館神戸ポートアイランドセンター3F大会議室
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第50期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役4名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- ◎議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)にて、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日、当社役職員は、クルーズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

第50回定時株主総会の決議の結果につきましては、書面による決議通知はお送りいたしませんのでご了承ください。決議の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）におけるわが国経済は、欧州経済の低迷や中国の成長鈍化に影響され、先行き不透明な閉塞感に継続して覆われておりましたが、昨年末の政権交代により経済回復への期待感が急速に高まりました。金融緩和と拡大の予測から円高修正基調は着実に進行し、これに伴って株価も上昇、経済の先行指標は高まる状況にありました。

アパレル業界におきましては、震災による需要減の反動もあり、個人消費が長期にわたる低迷から改善する動きが見られるものの、急激な円安によるコスト上昇圧力が高まり、未だ厳しい環境から脱し切れていない状況にあります。

このような状況のもと、当社は当期を「将来成長を目指した事業基盤の再整備」の年と位置づけ、重要な課題……各事業収益構造の一層の改善、商品消化率の向上、将来成長への仕込み、の3点に集中的に取り組んでまいりました。その結果、売上高、各段階利益ともに計画を達成することができました。

上記の重要課題解決に全組織、全社員のベクトルを統合するため、当期において「統合本部」を設置し、この指揮下でぶれのない全社最適を追及してまいりました。具体的には、直輸入比率拡大による仕入コストの削減、物流業務の全面外部委託化による損益分岐点の引き下げ、システム強化による在庫掌握力と処理実行力の強化、新ブランド、新商品、新型店舗の創出に取り組んでまいりました。

加えて、平成24年8月20日に公表のとおり、将来の成長に向けて、中国に国内卸販売を主目的とする子会社を10月に設立し、11月には販売を開始するに至りました。

売上高は、前年同期比15%増の48億78百万円となりました。リテール事業においては、ショップ業態が上期に苦戦したものの、下期以降は回復基調にあり、また、ネット通販がアウトレット強化により前期に引続き堅調な推移となりました。ホールセール事業では、新規開拓とシェア拡大が進行し、専門店卸販売が順調に拡大いたしました。海外事業では、中国国内での販売と香港、台湾等への輸出にも取り組んでまいりました。

売上総利益につきましては、ネット通販を中心としたアウトレット販売強化による利益率の低下要因があるものの、仕入コストの削減や当期商品の値引き抑制による改善に努めてまいりました。一方で、当期において物流業務の全面外部委託の意思決定をしたことを機に、今後発生が見込まれる保管料や販売直接コストを考慮し、廃止ブランドの在庫品を中心に一部廃棄や売価設定の見直しを検討しました。その結果発生した棚卸資産の簿価切下げ額を売上原価に計上したことにより、売上総利益率は前年同期比1.4ポイント減の46.1%となり、売上総利益額は前年同期比1.4%減の22億50百万円となりました。一方で、販売

費及び一般管理費につきましては、前年同期比2.2%減の21億57百万円となりました。前期における不採算業態撤退による効果と、物流業務プロセスの効率化によるコスト削減等により、売上高販管費率は前年同期に対し1.7ポイント減少の44.2%となりました。

以上の結果、営業利益は92百万円（前年同期比21.0%増）、経常利益は61百万円（前年同期比42.2%増）となり、当期純利益は物流全面外部委託及び本社移転に伴う損失を計上したことから36百万円（前年同期比67.7%増）となり、3期連続で最終利益を計上いたしました。

<リテール事業>

ショップ業態におきましては、店舗拡大に伴い増加する在庫の消化能力引き上げのため店頭インフラの再整備を実施し、「値下げ率」の更なる低減と「消化率」の向上を目指してまいりました。また、製品面におきましては、直営店ブランドとして「dolcina」を開発いたしました。その結果、既存店ベースの売上高は、上期に前年同期比6.2%減と苦戦しましたが、下期には2.2%増まで回復し、累計では前年同期比1.8%減となりました。出退店につきましては、当期において17店舗の出店と6店舗の閉店を実施し、当期末の店舗数は157店舗となりました。以上の結果、ショップ業態の全店ベースの売上高は、前年並みの27億89百万円となりました。

ネット業態におきましては、取扱いブランド数の拡大とアウトレット販売における品揃えの拡充を図ってまいりました。その結果、転換率（買上客数÷アクセス数）は前年同期比1.1%増、購買客数は前年同期比7.3%増、客単価は2.2%増となり、売上高は前年同期比13.5%増の4億10百万円となりました。

その他催事販売の売上高は、前年同期比11.7%増の47百万円となりました。

なお、前期にスタートしました f a s ショップにつきましては、平成24年2月に全店閉店するに至っております（前年同期の売上高は1億41百万円）。

以上の結果、リテール事業全体の売上高は前年同期比2.6%減の32億47百万円となりました。仕入コスト削減に f a s ショップの撤退効果が加わり、セグメント利益は前年同期比8.3%増の3億46百万円となりました。

<ホールセール事業>

ホールセール事業では、大手得意先の取引拡大、新規取引先の開拓に注力するとともに、収益性向上のため、直接貿易の拡大による原価率の低減に取り組んでまいりました。GMS（総合スーパー）への販売につきましては、バリュー企画商品の受注が伸び悩み通期で減少となりました。一方で、専門店卸販売は大手や中堅取引先との取り組み拡大、新規取引先の開拓、「マザーグース」の販売拡大により、前期に引き続き増収となりました。

また、販路別の差別化をさらに進化させるため、平成25年12月に専門店、チェーン専門店、GMS（総合スーパー）の3業態に細分化し、製販一体となる組織に再編成いたしました。

以上の結果、ホールセール事業全体の売上高は前年同期比7.9%増の15億76百万円となり、粗利率改善と物流を中心とした経費率の低減により、セグメント利益は前年同期から大幅増の1億30百万円となりました。

<海外事業>

平成24年10月に、中国上海市に中国国内卸販売を目的とする上海可夢楽旦商貿有限公司を設立し、11月に販売を開始しました。売上高は54百万円と順調なスタートとなりました。セグメント損益につきましては、子会社設立及び販売開始に向けて費用が先行したことにより8百万円の損失となりました。

(2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は、有形固定資産 36 百万円、無形固定資産 4 百万円となり、その主なものは、本社移転に伴う設備の新設、データベースソフトウェアの購入であります。

(3) 資金調達の状況

当社取引金融機関から短期借入金として、総額 1 億44百万円、長期借入金として、総額 4 億円の資金調達を実施いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第47期 (平成22年3月期) | 第48期 (平成23年3月期) | 第49期 (平成24年3月期) | 第50期 (当連結会計年度) (平成25年3月期) |
|---|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円) | 4,180 | 4,429 | 4,808 | 4,878 |
| 経常利益又は 経常損失(△)(百万円) | △30 | 33 | 43 | 61 |
| 当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円) | △74 | 2 | 21 | 36 |
| 1株当たり当期純 利益又は1株当 り当期純損失(△) (円) | △0.11 | 0.00 | 0.03 | 0.05 |
| 総 資 産(百万円) | 1,594 | 1,776 | 1,976 | 2,466 |
| 純 資 産(百万円) | 1,046 | 1,048 | 1,070 | 1,108 |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第47期 (平成22年3月期) | 第48期 (平成23年3月期) | 第49期 (平成24年3月期) | 第50期 (当事業年度) (平成25年3月期) |
|---|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(百万円) | 4,180 | 4,413 | 4,808 | 4,854 |
| 経常利益又は 経常損失(△)(百万円) | △29 | 32 | 37 | 59 |
| 当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円) | △74 | 2 | 18 | 35 |
| 1株当たり当期純 利益又は1株当 り当期純損失(△) (円) | △0.11 | 0.00 | 0.02 | 0.05 |
| 総 資 産(百万円) | 1,594 | 1,776 | 1,976 | 2,461 |
| 純 資 産(百万円) | 1,046 | 1,048 | 1,067 | 1,103 |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しております。

(5) 対処すべき課題

次期の経済情勢は、新政権の経済政策を背景に景気回復への期待感が高まっております。

当アパレル業界においては、製造の大部分を海外に依存しており、中国内の人件費の上昇に加えて、急激な円安進行による仕入コストの上昇が多くの企業に共通する課題であります。今後、コストと商品力の差別化を巡る競争はさらに厳しくなるものと予想されます。

このような状況のもと、当社は、コスト優位と商品差別化による利益構造の死守を最重要課題と認識し、より競争力のある企業体質づくりを目指してまいります。特に、全社を挙げてコスト上昇圧力に対処するため、「業務部」を新設し、低コストで高品質な海外工場との直接貿易を拡充いたします。これにより、付加価値の高いブランド、商品の創出により収益性の高い販路の拡大に努めてまいります。また、引き続き商品消化率の向上のため、在庫ロスおよび機会ロスを改善し収益性の向上に取り組んでまいります。

<リテール事業>

ショップ業態におきましては、当期以上の新規出店を実施するとともに、収益性の高い利益構造を死守するため、正価販売での商品消化率向上を図ります。また、ネット業態における新商品の早期展開による収益の改善を図るとともに、アウトレット販売の拡大による魅力ある商品ラインナップを拡充してまいります。

商品政策におきましては、直営店向け新ブランド「dolcina」のアイテム数拡大による品揃え強化と直営店の主力ブランド化を図り、商品の差別化に努めてまいります。

<ホールセール事業>

専門店業態におきましては、ニーズが高い高付加価値ブランドを開発し、大手

専門店との取り組みを拡大いたします。また、チェーン専門店に対応したオリジナル商品を開発し、チェーン専門店との取り組みをさらに拡大いたします。GMS（総合スーパー）業態におきましては、新商品グループを開発し、収益性の高い取り組みを行います。

商品政策におきましては、低コストで高品質な海外工場との直接貿易を拡充し、コストの優位性を高め収益性を向上してまいります。

<海外事業>

海外事業を軌道に乗せるため、中国での卸ビジネスをさらに強化するとともに、中国国内の今後拡大する中間層に向けて、日本製製品の輸出を進めてまいります。加えて中国以外の ASEAN 諸国との取引拡大に向けて営業力を強化いたします。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 名 称 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------|-------|--------|------------------|
| 株式会社キムラタンリテール | 1百万円 | 100.0% | 当社店舗における販売業務の受託 |
| 上海可夢樂旦商貿有限公司 | 24百万円 | 100.0% | 中国国内における卸販売及び輸出入 |

(7) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、ベビー・子供の衣料、服飾関連雑貨製品等の企画、製造及び販売を事業内容としております。

| 区 分 | 主 要 品 目 |
|-------------|--|
| ア パ レ ル 事 業 | ベビー・子供衣料全般 ベビー・子供服飾雑貨全般 ベビー用寝具、浴用品 |

(8) 主要な営業所及び工場（平成25年3月31日現在）

| | | |
|-----|-----|--------|
| 当 社 | 本 社 | 兵庫県神戸市 |
| | 営業所 | 東京都港区 |

(9) 従業員の状況

- ① 企業集団の従業員の状況（平成25年3月31日現在）

| | |
|---------|--------|
| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
| 293名 | 11名増 |

② 当社の従業員の状況（平成25年3月31日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|--------|--------|
| 68名 | 1名減 | 42歳8ヵ月 | 12年3ヵ月 |

(注) 従業員数は就業人員を記載しており、子会社への出向者10名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成25年3月31日現在）

| 借入先 | 借入金残額 |
|---------------|--------|
| 株式会社 日本政策金融公庫 | 270百万円 |
| 株式会社 みずほ銀行 | 148百万円 |
| 株式会社 山陰合同銀行 | 127百万円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- (2) 発行済株式総数 790,010,092株（自己株式83,009株を除く）
- (3) 株主数 24,083名
- (4) 上位10名の大株主

| 株主名 | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|------------------------------|---------|---------|
| 豊岡幸治 | 7,800 | 0.98 |
| 株式会社 ウィンフィールド | 7,500 | 0.94 |
| ユービーエス エイジー ロンドン アジア エクイティーズ | 5,943 | 0.75 |
| 有限会社 協和商事 | 5,743 | 0.72 |
| 中西富朗 | 5,400 | 0.68 |
| 御所野侃 | 5,001 | 0.63 |
| 一條敏武 | 4,680 | 0.59 |
| 大塚二美夫 | 4,482 | 0.56 |
| 小西静馬 | 4,418 | 0.55 |
| 五十嵐視紀夫 | 4,389 | 0.55 |

(注) 持株比率は、自己株式(83,009株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等(平成25年3月31日)

| 地位及び担当 | 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|-------------------|-------|-----------------|
| 代表取締役社長 主席執行役員 | 浅川 岳彦 | |
| 専務取締役(海外担当) | 岡村 秀信 | 上海可夢樂旦商貿有限公司董事長 |
| 常務取締役(財務担当) | 木村 裕輔 | |
| 取締役 | 竹辺 圭祐 | |
| 常勤監査役 | 高田 新一 | |
| 監査役 | 林 邦雄 | |
| 監査役 | 軸丸 欣哉 | 株式会社平和堂 社外監査役 |

(注) 1. 取締役竹辺圭祐氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社大阪証券取引所に独立役員として届けております。

2. 監査役林邦雄氏及び軸丸欣哉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、林邦雄氏は、株式会社大阪証券取引所に独立役員として届けております。

- (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

平成24年6月26日開催の第49回定時株主総会において、林邦雄氏、軸丸欣哉氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

② 異動

| 氏名 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-------|-----------------|---------|-----------|
| 岡村 秀信 | 専務取締役 (海外担当) | 取締役執行役員 | 平成24年4月1日 |
| 木村 裕輔 | 常務取締役 (財務担当) | 取締役執行役員 | 平成24年4月1日 |

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 人 数 | 報酬等の総額 |
|--------------|--------|--------|
| 取締役（うち社外取締役） | 4名（1名） | 46百万円 |
| 監査役（うち社外監査役） | 3名（2名） | 15百万円 |
| 合 計 | 7名（3名） | 62百万円 |

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等のうち、社外取締役1名、社外監査役2名の報酬等の合計額は20百万円であり
ます。
3. 取締役の報酬限度額は、昭和61年4月28日開催第22回定時株主総会において、月額150万円
とすることで決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催第31回定時株主総会において、月額50万円
とすることで決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職及び当社と当該他の法人等との関係
社外監査役軸丸欣哉氏は、株式会社平和堂の社外監査役であります。株式会
社平和堂は、当社の主要な得意先であり、当社製品を販売しております。
- ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況及び発言状況 |
|------------|------|--|
| 社 外 取締役 | 竹辺圭祐 | 当事業年度に開催された取締役会 14 回（うち定例取締役会 は 13 回）中 14 回に出席し、必要に応じ、企業経営者としての 専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 社 外 監査役 | 林 邦雄 | 当事業年度に開催された取締役会 14 回（うち定例取締役会 は 13 回）中 13 回に出席し、主として経営管理的な見地から、 議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当事業 年度に開催の監査役会 11 回中 10 回に出席し、監査結果に ついて意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行って おります。 |
| | 軸丸欣哉 | 当事業年度に開催された取締役会 14 回（うち定例取締役会 は 13 回）中 13 回に出席し、主として弁護士としての専門的 見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。ま た当事業年度に開催の監査役会 11 回中 11 回に出席し、監 査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議など を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締
役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

- ③ 責任限定契約の内容の概要
会社法第427条第1項及び当社定款第30条の規定に基づき、同法第423条第1
項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく
損害賠償責任限度額は、金300万円または法令で規定する額のいずれか高
い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

神明監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 15百万円 |
| ② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 15百万円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の附議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する概要

当社は、業務の有効性・効率性の向上、法令・定款の遵守、財務報告の信頼性確保、資産の保全の目的を達成するために、取締役会において、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を決定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は就任に当たり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出し、忠実にその職務を行わなければならない。
- ②取締役は、自らのなす重要な非通例の取引、会社との取引等については、取締役会の決議を経なければならない。
- ③監査役は業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認するとともに、監査計画に基づき業務監査を実施し、必要な改善措置を取締役に勧告しなければならない。
- ④監査役は取締役会に出席し、取締役の出席及び審議の状況を確認しなければならない。
- ⑤取締役は、コンプライアンス及びリスク管理に必要な体制・規則を整備し、その遵守と徹底に努めなければならない。
- ⑥前項の目的のために、当社はコンプライアンス室を置く。
- ⑦コンプライアンス室は、コンプライアンス及びリスク管理に関する基本事項を整備するとともに、内部監査を実施し、改善・向上を推進しなければならない。
- ⑧取締役は、法令違反行為の予防のために、コンプライアンス室を事務局とする内部通報制度を設置、活用する。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役は、定款及び取締役会規則に基づき、取締役会の決定に関する記録を作成保存し、決裁文書については永年保存しなければならない。
- ②前項の記録及び文書については、監査役の要求があった場合、取締役は速やかに提出しなければならない。

(3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ①コンプライアンス、環境、災害、品質、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行わなければならない。
- ②新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は取締役社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。
- ③リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに監査役に報告しなければならない。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要事項について、会議の開催による多面的な検討を経て慎重に決定するための仕組みとして、取締役会規則を定める。
 - ② 採算管理の単位である事業部においても、重要事項は会議で検討を行うこととする。
 - ③ 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各事業部門の目標値を年度予算として策定し、予算に基づく業績管理を行うこととする。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 就業規則他の周知を図るため、担当取締役はこれを使用人等に掲示しなければならない。
 - ② 取締役社長は、毎年度策定している社長方針において、法令順守を強調し、必要に応じて、全ての使用人等に書面で配布・徹底を図ることとする。
- (6) 当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループは、キムラタングループが目指すべき共通の価値観、行動基準をグループ全体で共有する。
 - ② グループ会社は、第4条に定める内容に準じた規則・体制の整備を図るものとする。
 - ③ グループ会社は、当社のコンプライアンス室及び監査役による監査に誠実に対応しなければならない。
 - ④ 当社及びグループ会社では、グループ内の取引を公正な市価にて行うこととする。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社の規模及び業態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人は設置しない。但し、監査役が補助者を必要とするときは、担当取締役にその旨を連絡し、担当取締役は必要な措置を講ずるものとする。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の要請によって、その職務を補助することとなった使用人については、担当取締役から上長に対して業務上の配慮を要請するものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、取締役会に附議、報告された案件について遅滞なく監査役に報告することとする。
- ②コンプライアンス室は、内部監査の方針・計画を事前に監査役に説明し、実施結果については、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
- ③コンプライアンス室は、内部通報制度による通報の状況について適宜、監査役に報告することとする。
- ④取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告しなければならない。
- ⑤取締役及び使用人から監査役への報告は、常勤監査役への報告をもって行うこととする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会ほか重要会議に出席し、必要なときは意見を述べなければならない。
- ②監査役は、監査役監査の計画と結果を取締役社長に適宜、報告することとする。
- ③監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施するものとする。
- ④監査役は、会計監査人の独立性を確保するために、会計監査人の監査計画について事前に報告を受け、また、監査結果についても、適宜報告を受けることとする。
- ⑤監査役は、監査及び会計に関する知識の習得に努めなければならない。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「キムラタンコンプライアンス方針」に従い、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

②反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、コンプライアンス研修の機会を通じて、全社員に対して、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育及び啓蒙活動並びに損失の危険の管理に関する教育を実施し、それぞれの意識向上及び定着を図っております。また、経営理念・基本方針・行動規範を携行用「キムラタン手帳」に記載し、全社員に配布することにより、その内容の周知徹底を図っております。さらに、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、行動規範について解説を加え、より具体的な遵守項目を列挙した手引書を全社員に配布しています。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------|-------|-------------------|-------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 2,316 | 流動負債 | 977 |
| 現金及び預金 | 771 | 支払手形及び買掛金 | 399 |
| 受取手形及び売掛金 | 757 | 短期借入金 | 134 |
| 商品及び製品 | 712 | 1年内返済予定の 長期借入金 | 140 |
| 仕掛品 | 7 | リース債務 | 1 |
| 原材料及び貯蔵品 | 31 | 未払金 | 209 |
| 繰延税金資産 | 16 | 未払費用 | 49 |
| その他 | 28 | 未払法人税等 | 7 |
| 貸倒引当金 | △9 | 繰延税金負債 | 0 |
| | | ポイント引当金 | 5 |
| | | その他 | 30 |
| 固定資産 | 150 | 固定負債 | 380 |
| 有形固定資産 | 62 | 長期借入金 | 373 |
| 建物及び構築物 | 16 | リース債務 | 3 |
| 機械装置及び運搬具 | 0 | 資産除去債務 | 3 |
| 工具、器具及び備品 | 41 | | |
| リース資産 | 4 | 負債合計 | 1,358 |
| 無形固定資産 | 23 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 11 | 株主資本 | 1,107 |
| その他 | 11 | 資本金 | 903 |
| 投資その他の資産 | 65 | 資本剰余金 | 221 |
| 破産更生債権等 | 225 | 利益剰余金 | △13 |
| 差入保証金 | 46 | 自己株式 | △4 |
| その他 | 10 | その他の包括利益累計額 | 1 |
| 貸倒引当金 | △217 | 為替換算調整勘定 | 1 |
| | | 純資産合計 | 1,108 |
| 資産合計 | 2,466 | 負債及び純資産合計 | 2,466 |

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------------|-----|-------|
| 売 上 高 | | 4,878 |
| 売 上 原 価 | | 2,637 |
| 売 上 総 利 益 | | 2,241 |
| 返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額 | | 8 |
| 差 引 売 上 総 利 益 | | 2,250 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,157 |
| 営 業 利 益 | | 92 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 0 | |
| 保 守 部 品 収 入 | 0 | |
| そ の 他 | 3 | 3 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 10 | |
| 支 払 保 守 料 | 11 | |
| そ の 他 | 12 | 34 |
| 経 常 利 益 | | 61 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 0 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 15 | |
| 本 社 及 び 物 流 移 転 費 用 | 19 | 35 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 26 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 6 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △16 | △10 |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 36 |
| 当 期 純 利 益 | | 36 |

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|------------|------------|----------|----------------|
| | 資本金 | 資 本 剰余金 | 利 益 剰余金 | 自己 株式 | 株主 資本 合計 |
| 平成24年4月1日期首残高 | 903 | 221 | △50 | △4 | 1,070 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | | 36 | | 36 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | - |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | - | 36 | △0 | 36 |
| 平成25年3月31日期末残高 | 903 | 221 | △13 | △4 | 1,107 |

| 項 目 | その他の包括利益累計額 | | 純資産合計 |
|-------------------------------|--------------|-----------------------|-------|
| | 為替換算 調整勘定 | その他の 包括利益 累計額合計 | |
| 平成24年4月1日期首残高 | | | 1,070 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 36 |
| 自己株式の取得 | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額） | 1 | 1 | 1 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 1 | 1 | 38 |
| 平成25年3月31日期末残高 | 1 | 1 | 1,108 |

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 連結子会社の数 | 2社 |
| 主要な連結子会社の名称 | 株式会社キムラタンリテール 上海可夢楽旦商貿有限公司 |

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

上海可夢楽旦商貿有限公司 12月31日

連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び製品・仕掛品……個別法

原材料……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金……当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後

の所得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。
 なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 担保に供している資産及び担保に係る債務

| | |
|---------------|--------|
| 譲渡担保資産 | |
| 受取手形及び売掛金 | 234百万円 |
| 担保に係る債務 | |
| 短期借入金 | 40百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 46百万円 |
| 長期借入金 | 40百万円 |
| 合計 | 127百万円 |
- 有形固定資産の減価償却累計額 170百万円
- 受取手形割引高 31百万円

(連結損益計算書に関する注記)

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性低下による簿価切下げ額
 売上原価 92百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)

| 株式の種類 | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|-------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式 | 790,093,101 | - | - | 790,093,101 |

- 自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

| 株式の種類 | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|-------|--------|---------|---------|--------|
| 普通株式 | 82,333 | 676 | - | 83,009 |

(注) 自己株式の株式数の増加676株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

- 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

- 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、借入により資金を調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理ルールに従い、取引先ごとの回収及び残高管理を行い、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日です。借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|---|----------------------|-----------|-----------|
| (1) 現金及び預金 | 771 | 771 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 757 | 747 | △ 9 |
| (3) 破産更生債権等 | 225 | 8 | △ 217 |
| 資 産 計 | 1,755 | 1,527 | △ 227 |
| (4) 支払手形及び買掛金 | 399 | 399 | - |
| (5) 短期借入金 | 134 | 134 | - |
| (6) 未払金 | 209 | 209 | - |
| (7) 長期借入金 <small>(1年内返済予定の長期借入金含む)</small> | 514 | 515 | 1 |
| 負 債 計 | 1,257 | 1,258 | 1 |

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されますが、一部の売掛先については、信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。

(3) 破産更生債権等

これらは信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金並びに(6)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|------------|-------|
| 1株当たり純資産額 | 1.40円 |
| 1株当たり当期純利益 | 0.05円 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員 公認会計士 延崎 弘志 (印)
業務執行社員
代表社員 公認会計士 井上 秀夫 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラタンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------|-------|-------------------|-------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 2,285 | 流動負債 | 977 |
| 現金及び預金 | 738 | 買掛金 | 399 |
| 受取手形 | 36 | 短期借入金 | 134 |
| 売掛金 | 721 | 1年内返済予定の 長期借入金 | 140 |
| 商品及び製品 | 712 | リース債務 | 1 |
| 仕掛品 | 7 | 未払金 | 257 |
| 原材料及び貯蔵品 | 31 | 未払費用 | 12 |
| 前渡金 | 6 | 未払法人税等 | 7 |
| 前払費用 | 4 | 未払事業所税 | 1 |
| 繰延税金資産 | 16 | 未払消費税等 | 8 |
| その他 | 20 | 預り金 | 9 |
| 貸倒引当金 | △9 | ポイント引当金 | 5 |
| 固定資産 | 175 | 固定負債 | 380 |
| 有形固定資産 | 62 | 長期借入金 | 373 |
| 建物 | 16 | リース債務 | 3 |
| 機械及び装置 | 0 | 資産除去債務 | 3 |
| 車輛運搬具 | 0 | | |
| 工具、器具及び備品 | 41 | | |
| リース資産 | 4 | | |
| 無形固定資産 | 23 | | |
| 商標権 | 0 | | |
| ソフトウェア | 11 | | |
| 電話加入権 | 10 | | |
| 投資その他の資産 | 90 | | |
| 関係会社株式 | 25 | | |
| 破産更生債権等 | 225 | | |
| 長期前払費用 | 4 | | |
| 差入保証金 | 45 | | |
| その他 | 5 | | |
| 貸倒引当金 | △217 | | |
| | | 負債合計 | 1,358 |
| | | 純資産の部 | |
| | | 株主資本 | 1,103 |
| | | 資本金 | 903 |
| | | 資本剰余金 | 221 |
| | | 資本準備金 | 221 |
| | | 利益剰余金 | △17 |
| | | その他利益剰余金 | △17 |
| | | 繰越利益剰余金 | △17 |
| | | 自己株式 | △4 |
| | | 純資産合計 | 1,103 |
| 資産合計 | 2,461 | 負債及び純資産合計 | 2,461 |

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|-----|-------|
| 売 上 高 | | 4,854 |
| 売 上 原 価 | | 2,616 |
| 売 上 総 利 益 | | 2,237 |
| 返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額 | | 8 |
| 差 引 売 上 総 利 益 | | 2,245 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,159 |
| 営 業 利 益 | | 86 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 0 | |
| 受 取 手 数 料 | 3 | |
| 保 守 部 品 収 入 | 0 | |
| そ の 他 | 3 | 7 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 10 | |
| 為 替 差 損 | 1 | |
| 支 払 保 守 料 | 11 | |
| そ の 他 | 10 | 34 |
| 経 常 利 益 | | 59 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 0 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 15 | |
| 本 社 及 び 物 流 移 転 費 用 | 19 | 35 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 23 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 5 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △16 | △11 |
| 当 期 純 利 益 | | 35 |

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | | | | | 自己株式 | 株主 資本 合計 |
|---------------------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|-------------|-------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 | | | |
| 平成24年4月1日期首残高 | 903 | 221 | - | 221 | △53 | △53 | △4 | 1,067 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 35 | 35 | | 35 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 | △0 | |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額（純額） | | | | | | | | - | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - | 35 | 35 | △0 | 35 | |
| 平成25年3月31日期末残高 | 903 | 221 | - | 221 | △17 | △17 | △4 | 1,103 | |

| 項 目 | 純資産合計 |
|---------------------------------|-------|
| 平成24年4月1日期首残高 | 1,067 |
| 事業年度中の変動額 | |
| 当期純利益 | 35 |
| 自己株式の取得 | △0 |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額（純額） | - |
| 事業年度中の変動額合計 | 35 |
| 平成25年3月31日期末残高 | 1,103 |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び製品・仕掛品……個別法

原材料……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金……当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後の所得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------------|-----------|----------------|-------------|---------------|----------|-----|------|
| 子会社 | (株)キムラタンリテール | 当社商品の販売代行 | 所有 直接 100% | 役務の受入 役務の提供 | 業務委託取引 事務代行取引 | 510 3 | 未払金 | 60 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、当社が提示する価格を基礎として、交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 または氏名 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|-----------------|-----------|----------------|-----------|-----------------|------|----|------|
| 役員 | 浅川岳彦 | 当社代表取締役 | 被所有 直接 0.0% | 債務被保証 | 当社銀行借入に対する債務被保証 | 98 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は兵庫県信用保証協会保証の金融機関借入残高98百万円に対して、代表取締役より債務保証を受けております。なお保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1.40円

1株当たり当期純利益 0.05円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員 公認会計士 延崎 弘志 (印)
業務執行社員
代表社員 公認会計士 井上 秀夫 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キムラタンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適切に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。ま

た、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月22日

株式会社キムラタン 監査役会

監査役(常 勤) 高田 新一 印

監査役(社外監査役) 林 邦雄 印

監査役(社外監査役) 軸丸 欣哉 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社 の株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|-----------|------------------------------------|--|-----------------|---------------------|
| 1 | あさかわたけひこ 浅川 岳彦 (昭和39年5月1日生) | 平成元年4月 当社入社 平成14年4月 当社業務部部长 平成15年7月 当社執行役員就任 平成16年7月 当社社長室長 平成17年6月 当社取締役就任 業務 本部長(兼)社長室長 平成18年2月 業務本部長(兼)当社 エレクトロニクス事 業本部長 平成19年12月 当社代表取締役社長 就任 平成21年10月 当社代表取締役主席 執行役員(現任) | 105,000株 | なし |
| 2 | おかむらひでのぶ 岡村 秀信 (昭和34年11月1日生) | 昭和57年4月 当社入社 平成16年7月 当社西日本運営部部长 平成17年6月 当社取締役就任 平成19年6月 当社常務取締役 平成20年2月 当社常務取締役営業 本部長 平成21年10月 当社取締役辞任 " 当社執行役員 事業 部管掌 平成23年6月 当社取締役就任 平成24年4月 当社専務取締役就任 平成24年10月 当社専務取締役(兼) 上海可夢樂旦商貿有 限公司董事長就任 (現任) | 121,050株 | なし |

| 候補者 番号 | 氏 名 | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社 の株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|-----------|-----------------------------------|--|-----------------|---------------------|
| 3 | きむら ゆうすけ 木村裕輔 (昭和38年9月6日生) | 昭和61年 4月 当社入社 平成15年 4月 当社管理本部長 平成15年 7月 当社執行役員就任 平成16年 6月 当社商品企画室長 平成16年 9月 当社管理本部経理管 理部長 平成18年 4月 当社業務本部財務経 理部長 平成19年 6月 当社取締役就任 平成19年12月 当社取締役業務本 部長(兼)財務経理シス テム部長 平成21年10月 当社取締役執行役員 業務本部長 平成24年 4月 当社常務取締役(財務 担当)就任(現任) | 140,545株 | なし |
| 4 | たけべ けいすけ 竹辺圭祐 (昭和22年8月24日生) | 昭和45年 4月 日産自動車株式会社 入社 平成 6 年4月 同社アジア大洋州事 業部部長 平成 8 年7月 台湾裕隆汽車 副社長 平成12年 4月 日産自動車株式会社 常務執行役員 平成14年 7月 ナイルス株式会社代 表取締役社長 平成18年 6月 株式会社ユーシン代 表取締役社長 平成20年 9月 当社 顧問 平成21年 6月 当社 取締役(社外)就 任(現任) | 846,000株 | なし |

(注)1. 竹辺圭祐氏は社外取締役の候補者であり、大阪証券取引所に独立役員として届け出ております。

竹辺圭祐氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりとなります。

①竹辺圭祐氏は、長年にわたるグローバル企業での豊富な経営者経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

②竹辺圭祐氏は本定時株主総会の終結をもって、当社社外取締役に就任後4年を経過いたしております。

(注)2. 社外取締役の独立性については、次のとおりであります。

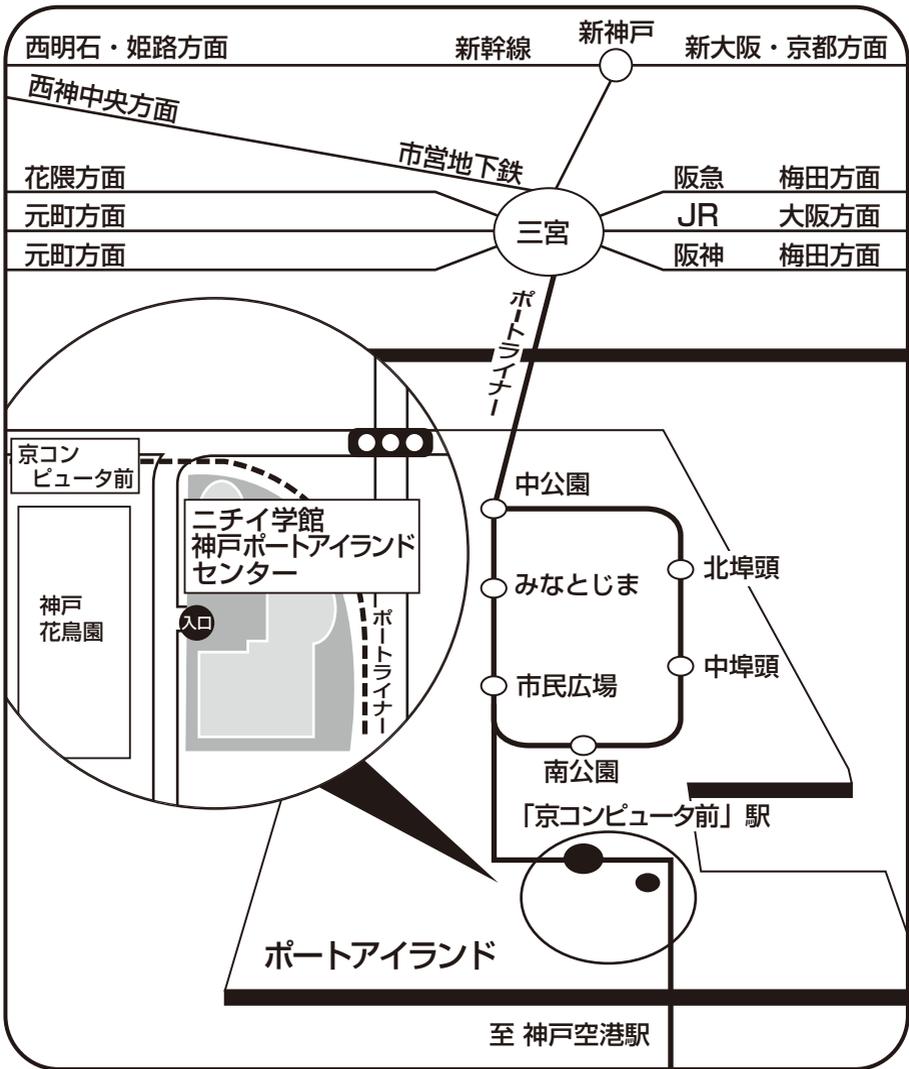
①社外取締役候補者は、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。

②社外取締役候補者は、過去に当社又は当社の特定関係事業者から取締役報酬以外に多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。

- ③社外取締役候補者は、過去に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者・三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (注)3. 責任限定契約について
- ①社外取締役候補の竹辺圭祐氏の再任のご承認をいただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。
- ②責任限定契約の内容については、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第423条第1項の規定に基づき、同法第427条第1項の損害賠償責任を限定しております。
 - ・当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、定款第30条に定める金300万円または会社法第425条第1項各号で定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としております。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限定しております。

以上

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

ポートライナー 神戸空港行 にご乗車いただき「京コンピュータ前駅」下車
東へ徒歩2分

※ 当日は、交通機関が大変混雑すると予想されるため、お早めにお越しください。

株式会社 キムラタン